

宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、経営所得安定対策、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業及び畑地化促進事業（以下総称して「経営所得安定対策等」という。）を実施するため、県段階及び地域段階における事業実施主体（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の県段階及び地域段階における事業実施主体（以下、県段階における事業実施主体は「宮城県農業再生協議会」、地域段階における事業実施主体は「市町村」という。))が行う経営所得安定対策等の実施に必要となる推進活動に要する経費について、当該宮城県農業再生協議会及び市町村に対し、予算の範囲内において宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 補助金は、宮城県農業再生協議会及び市町村に対し、次に挙げる経費の全部又は一部について、定額で交付するものとし、経費の区分及び内容については実施要綱第6の3、4又は5によるものとする。

- (1) 県段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）に要する経費（実施要綱第3の1の取組に要する経費）
- (2) 地域段階における推進活動（コメ新市場開拓等促進事業及び畑作物産地形成促進事業に係るものを除く。）に要する経費（実施要綱第3の2の取組に要する経費）
- (3) 県段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費（実施要綱第3の3の取組に要する経費）
- (4) 地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費（実施要綱第3の4の取組に要する経費）
- (5) 県段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費（実施要綱第3の5の取組に要する経費）
- (6) 地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費（実施要綱第3の6の取組に要する経費）

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 宮城県農業再生協議会及び市町村は、申請書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の補助金額と地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の補助金額を変更する場合には、実施要綱第6の3、4又は5の経費区分のうち、委託費及び助成費の3割を超える増減が生じた場合は、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業に要する区分間の配分の変更及び区分

ごとの経費を相互に流用する変更にあつてはこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号を作成し知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

- 第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、補助事業の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった翌年度の4月8日までに知事に提出するものとする。
- 2 第3第2項により交付の申請をした宮城県農業再生協議会及び市町村は、実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の交付)

- 第6 補助金は、規則第13条に規定する交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事務の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第7 第3第2項ただし書により交付申請をした宮城県農業再生協議会及び市町村は、第5の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第5第2項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けてその金額を返還しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

- 第8 この要綱により知事へ提出する書類の提出部数は各1部とし、市町村にあつては、所管の地方振興事務所長又は同事務所地域事務所長を経由するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この施行に伴い、宮城県直接支払推進事業費補助金交付要綱（平成23年5月12日施行）は廃止する。
ただし、廃止前のこれらの要綱により平成26年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月18日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当

該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月28日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月11日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月30日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月16日から施行し、次年度予算に係る補助金に適用するものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別記様式第1号（第3の1関係）

年度宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
宮城県農業再生協議会会長又は市町村長
氏 名

年度において、宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請金額 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳
(1) 県又は地域推進活動計画

区 分	内 容	備 考
1 (主な取り組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2		

注：上記の推進活動計画欄の記載は、実施要綱第4の2の(2)に定める様式第2号の2写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

(単位：円)

区 分	推進事業に 要する経費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
1 県又は地域段階における推進活動に要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費				
計				

4 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 補助金 その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費					
計					

5 添付書類

(1) 県又は地域推進活動計画

(注) 3の(2)経費の内訳、4 収支予算の区分欄の「1 県又は地域段階における推進活動に要する経費」は、第2の(3)及び(4)の経費の場合には、「2 県又は地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」、第2の(5)及び(6)の経費の場合には、「3 県又は地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」と記載してください。

別記様式第2号（第4の(1)関係）

年度宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
宮城県農業再生協議会会長又は市町村長
氏 名

年 月 日付け宮城県()指令第 号(及び 年 月 日付け宮城県()指令第 号)をもって宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付決定の通知のありました事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 交付申請金額 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳

(1) 県又は地域推進活動計画

区 分	内 容	備 考
1 (主な取り組み)	(実施時期、実施回数及び実施内容等)	
2		

注) 上記の推進活動計画欄の記載は、実施要綱第4の2の(2)に定める様式第2号の2写しにより代えることができる。

(2) 経費の内訳

(単位：円)

区 分	推進事業に 要する経費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
1 県又は地域段階における推進活動に要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費				
計				

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 補助金 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費					
計					

(注) 補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分が容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前を上段に括弧書きにすること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

(注) 3の(2)経費の内訳、4 収支予算の区分欄の「1 県又は地域段階における推進活動に要する経費」は、第2の(3)及び(4)の経費の場合には、「2 県又は地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」、第2の(5)及び(6)の経費の場合には、「3 県又は地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」と記載してください。

別記様式第3号（第4の(2)関係）

年度宮城県経営所得安定対策等推進事業中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
宮城県農業再生協議会会長又は市町村長
氏 名

年 月 日 付け宮城県（ ）指令第 号（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号）をもって宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付決定の通知のありました事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

別記様式第4号（第5関係）

年度宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

住所

宮城県農業再生協議会会長又は市町村長

氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号（及び 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号）をもって宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付決定の通知のありました事業について、下記のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第12条の規定により、報告します。

（なお、 年度宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金 金 円について、併せて請求します。）

記

1 事業の目的

2 実績報告額 金 円

3 事業の内容及び経費の内訳

（1）県又は地域推進活動実績

区 分	内 容	備 考
1（主な取り組み）	（実施時期、実施回数及び実施内容等）	
2		

注）上記の推進活動実績欄の記載は、実施要綱第8の2に定める様式第6号の2の写しにより代えることができる。

（2）経費の内訳

（単位：円）

区 分	推進事業に要した経費	負担区分		備 考
		補助金	その他	
1 県又は地域段階における推進活動に要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費				
計				

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 補助金 その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 県又は地域段階 における推進活動に 要する経費 謝 金 旅 費 賃金及び共済費等 事務等経費 委託費 助成費					
計					

(注) 変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

添付書類については、交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

(注) 3の(2)経費の内訳、4 収支予算の区分欄の「1 県又は地域段階における推進活動に要する経費」は、第2の(3)及び(4)の経費の場合には、「2 県又は地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」、第2の(5)及び(6)の経費の場合には、「3 県又は地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」と記載してください。

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
宮城県農業再生協議会会長又は市町村長
氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号（及び 年 月 日付け
宮城県（ ）指令第 号）をもって宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付決定の通知のありました事業について、下記のとおり金 円を概算払で交付されるよう
請求します。

記

（単位：円）

区 分	補 助 金 交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額
1 県又は地域段階における推進活動に要する経費				
計				

概算払請求理由（事業の進ちょく状況等を簡潔に記入すること。）

.....
.....

（注）区分欄の「1 県又は地域段階における推進活動に要する経費」は、第2の（3）及び（4）の経費の場合には、「2 県又は地域段階におけるコメ新市場開拓等促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」、第2の（5）及び（6）の経費の場合には、「3 県又は地域段階における畑作物産地形成促進事業の円滑な実施に必要な活動に要する経費」と記載してください。

別記様式第6号（第3の2、第5の2、第7関係）

年度宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金に係る消費税
及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
宮城県農業再生協議会会長又は市町村長
氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号（及び 年 月 日付け宮
城県（ ）指令第 号）をもって宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付決定
の通知のありました事業について、宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第7
の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 宮城県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱第5による補助金の確定額
金 円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
- 2 交付金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
金 円
- 4 返還相当額（3－2）
金 円

- （注） （1） 別紙として集計表を添付すること。
（事業実施主体別に判断できる資料を作成すること。）
（2） その他参考となる書類